政　令

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年八月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年十二月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年八月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十一号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第六項、第七条第五号、第二十四条第三項（同法第二十五条第三項及び第二十八条第四項（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項、第四十二条第一項第二号並びに第四十四条第二号、第五号及び第七号（これらの規定を同法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）、同法第五十条第二項において準用する同法第十八条第一項及び第十九条並びに同法第五十二条第一項第六号、第五十九条第二項第二号、第六十一条第六項第六号、第六十六条及び第七十三条第四項、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の七第二項、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の四第二項第二号、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二十六条第一項第八号二、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百十四条第九項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第一条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十九条とする。

第十一条第一項中「第四十九条第三項」を「第七十三条第三項」に、「第四十条の二第五項」を「第五十八条第五項及び第六十条」に改め、「第三十三条」の下に「（法第五十七条において準用する場合を含む。第四項において同じ。）」を加え、「、第四十条第一項並びに第四十条の二第二項、第四項、第七項及び第八項」を「（法第五十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第二項、第四項及び第七項から第九項まで、第五十九条第二項及び第五項並びに第六十一条第二項から第五項まで」に、「又は特例事業者」を「、小規模不動産特定共同事業者、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）」に改め、同項ただし書中「及び第四十条の二第八項」を「、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第七項及び第九項並びに第六十一条第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「第四十条の二第八項」を「第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第七項及び第九項並びに第六十一条第三項及び第五項」に、「不動産特定共同事業者」を「不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）」に改め、同条第三項中「不動産特定共同事業者若しくは特例事業者又は不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）」に、「不動産特定共同事業者」を「又は不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）」に、「不動産特定共同事業者から」を「不動産特定共同事業者若しくは特例事業者又は不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）から」に改め、同条第四項中「並びに第四十条の二第二項、第四項、第七項及び第八項」を「、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第二項、第四項及び第七項から第九項まで、第五十九条第二項及び第五項並びに第六十一条第二項から第五項まで」に、「不動産特定共同事業者又は特例事業者」を「不動産特定共同事業者等」に改め、同項ただし書中「及び第四十条の二第八項」を「、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第七項及び第九項並びに第六十一条第三項及び第五項」に改め、同条第六項中「不動産特定共同事業者若しくは特例事業者又は不動産特定共同事業者等又は不動産特定共同事業者（特例事業者を除く。）」を「不動産特定共同事業者から」に改め、同条を第十八条とする。

第十条第一項中「第四十六条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同条第二項中「第十条第三項」を「第十七条第三項」に、「第十条第五項」を「第十七条第五項」に改め、同条を第十七条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「第四十六条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同条を第十六条とし、同条の前に見出しとして「（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）」を付する。

第八条中「第四十五条」を「第六十六条」に、「若しくは特例事業者」を「、小規模不動産特定共同事業者、特例事業者若しくは適格特例投資家限定事業者」に改め、同条の表第五条第一項第三号及び第二項第三号、第七条第四号、第八条の二、第九条第二項、第十六条第一項、第十七条、第二十九条、第四十条の二第二項第三号、第五十五条第二号並びに附則第二条第二項及び第七項の項中「第十六条第一項」、「第十七条」及び「第二十九条」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十条の二第二項第三号、第五十五条第二号」を「第四十二条第一項第三号及び第二項第三号、第四十四条第六号（第四十六条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条第二項、第五十八条第二項第三号、第五十九条第二項第三号、第八十三条第二号」に改め、同表第十八条第一項の項中「第十八条第一項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第十五条とする。